

平成18年度決算を報告します

9月6日(木)から14日(金)まで開かれた平成19年第7回揖斐川町議会定例会で、平成18年度一般会計および特別会計の決算が原案どおり認定されました。

平成18年度決算について皆さんにお知らせします。

平成18年度会計別決算の内訳

内 訳	歳入決算額	歳出決算額	差 引 残 額
決 算 総 額	283億 1,822万 8,953円	270億 0,228万 7,272円	13億 1,594万 1,681円
一 般 会 計	192億 8,123万 5,496円	182億 7,990万 9,523円	10億 0,132万 5,973円
特 別 会 計	90億 3,699万 3,457円	87億 2,237万 7,749円	3億 1,461万 5,708円
国民健康保険特別会計	24億 3,223万 3,125円	23億 4,638万 0,119円	8,585万 3,006円
国民健康保険直診断定特別会計	1億 3,763万 7,856円	1億 3,117万 9,076円	645万 8,780円
老人保健医療特別会計	26億 5,341万 8,782円	26億 5,341万 8,782円	0円
谷汲中央診療所特別会計	8,308万 1,813円	7,037万 0,592円	1,271万 1,221円
大和簡易水道特別会計	1億 1,284万 9,750円	1億 0,826万 7,962円	458万 1,788円
脛永簡易水道特別会計	1,961万 4,841円	1,722万 7,598円	238万 7,243円
市場簡易水道特別会計	877万 7,369円	548万 6,110円	329万 1,259円
谷汲簡易水道特別会計	1億 4,700万 0,553円	1億 4,690万 4,954円	9万 5,599円
北部簡易水道特別会計	1億 7,875万 8,246円	1億 7,867万 3,957円	8万 4,289円
北方財産区特別会計	1,405万 5,480円	1,188万 2,338円	217万 3,142円
大和財産区特別会計	725万 7,641円	629万 5,978円	96万 1,663円
谷汲財産区特別会計	1,316万 5,674円	836万 8,507円	479万 7,167円
長瀬財産区特別会計	182万 2,346円	90万 4,378円	91万 7,968円
横蔵財産区特別会計	694万 4,358円	449万 2,942円	245万 1,416円
農業集落排水事業特別会計	25億 6,724万 1,445円	24億 5,230万 1,255円	1億 1,494万 0,190円
公共下水道事業特別会計	4億 0,134万 4,481円	3億 5,695万 1,476円	4,439万 3,005円
杉原地域土地取得等特別会計	2,306万 3,614円	40万 5,000円	2,265万 8,614円
個別排水事業特別会計	1億 9,240万 6,881円	1億 9,088万 8,105円	151万 8,776円
観光事業特別会計	3,631万 9,202円	3,197万 8,620円	434万 0,582円

企業会計

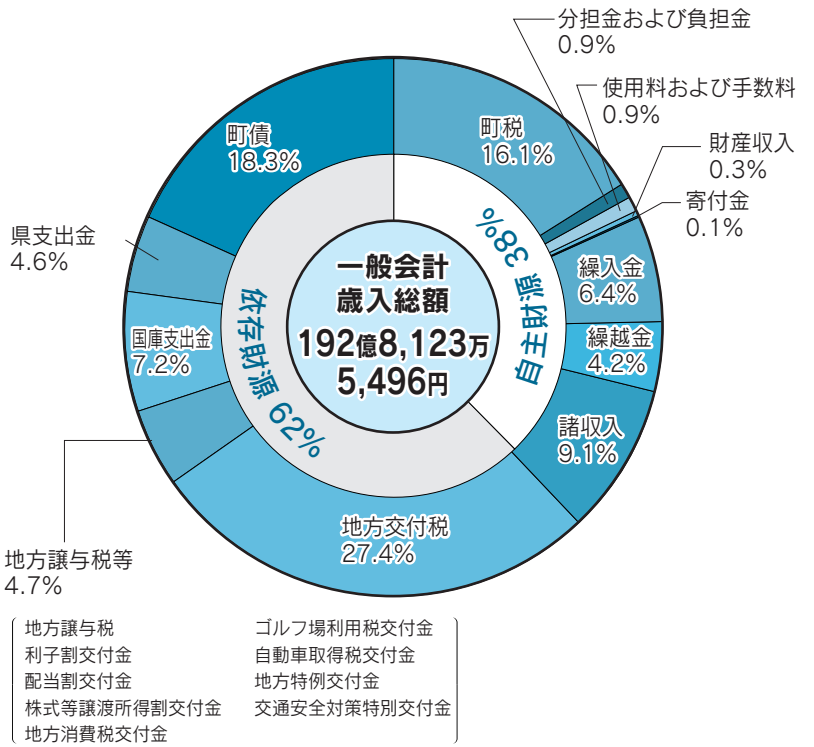
内 訳	歳入決算額	歳出決算額
上水道事業会計 (収益的)	1億 6,978万 0,315円	1億 5,427万 8,899円
上水道事業会計 (資本的)	2億 4,399万 6,423円	2億 5,007万 6,250円

平成18年度の主な事業

ふれあいトンネル整備事業	6億0,011万9,200円
谷汲統合小学校建設事業	8億5,730万7,560円
藤橋温泉整備事業	9億2,739万8,850円
公営住宅建設事業	3億8,904万7,050円
放送通信ネットワーク整備事業	7億1,401万4,346円
久瀬診療所改修事業	2億0,838万9,015円

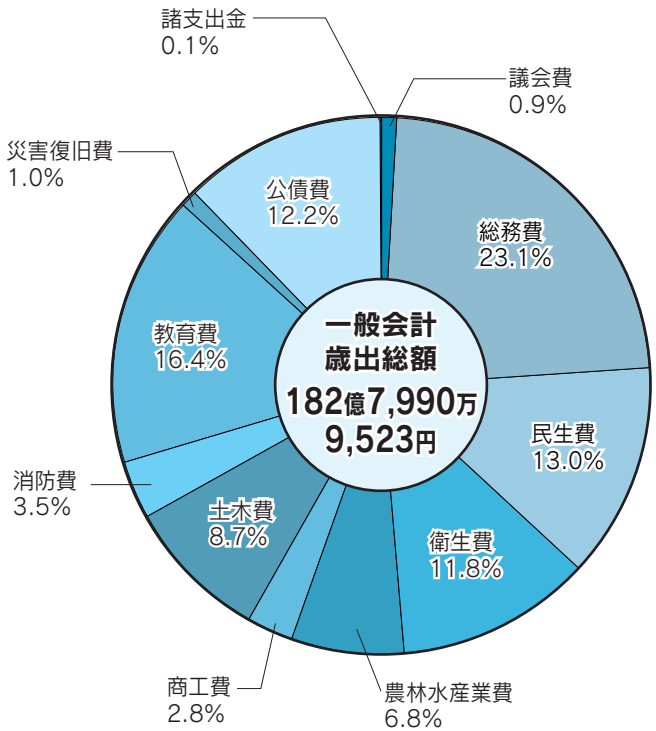
一般会計歳入

内 訳		歳 入 額
自主財源	町 税	30億 9,925万 3,278円
	分担金および負担金	1億 7,675万 6,610円
	使用料および手数料	1億 7,491万 3,867円
	財 産 収 入	6,147万 7,602円
	寄 付 金	1,111万 1,831円
	繰 入 金	12億 3,225万 1,836円
	繰 越 金	8億 0,701万 6,974円
依存財源	諸 収 入	17億 4,790万 1,460円
	地 方 交 付 税	52億 8,637万 3,000円
	地 方 譲 与 税	3億 9,652万 9,339円
	利子割交付金	1,168万 0,000円
	配当割交付金	1,156万 3,000円
	株式等譲渡所得割交付金	988万 5,000円
	地方消費税交付金	2億 4,027万 2,000円
	ゴルフ場利用税交付金	2,833万 6,770円
	自動車取得税交付金	1億 1,307万 3,000円
	地方特例交付金	8,364万 6,000円
	交通安全対策特別交付金	374万 5,000円
	国 庫 支 出 金	13億 8,062万 7,837円
	県 支 出 金	8億 8,302万 1,092円
	町 債	35億 2,180万 0,000円
	一般会計歳入総額	192億 8,123万 5,496円



一般会計歳出

内 訳		歳 出 額
議会費	議会の運営に	1億 5,548万 8,392円
総務費	一般的な事務に	42億 1,503万 7,189円
民生費	福祉の充実に	23億 7,046万 4,093円
衛生費	健康づくりや清掃に	21億 4,906万 9,126円
農林水産業費	農林業などの振興に	12億 3,955万 7,766円
商工費	商工業や観光の振興に	5億 1,607万 2,517円
土木費	道路や河川の整備に	15億 8,772万 2,384円
消防費	消防や防災に	6億 4,338万 9,037円
教育費	生涯教育や学校教育に	29億 8,968万 7,991円
災害復旧費		1億 7,430万 1,712円
公債費	借入金の返済に	22億 2,646万 9,316円
諸支出金		1,265万 0,000円
一般会計歳出総額		182億 7,990万 9,523円



※グラフ中の割合については小数第2位で四捨五入していますので、合計が合わない場合があります。

揖斐川町放送通信センター からのお知らせ

揖斐川町放送通信ネットワーク

施設利用料の口座振替について

施設利用料（1050円/月）

初回の引落しは、利用料起算日の翌月25日にご指定の金融機関口座から自動振替します。

初回は、加入金のほかに、無料期間が終了した月の日割分と、無料期間が終了した月から近い3月または9月までの利用料を口座から自動振替します。

2回目以降は、4月25日（4月～9月分）と10月25日（10月～3月分）に半年分ずつ施設利用料を口座から自動振替します。

※金融機関が休日の場合は翌営業日

◎通帳の通信欄には、次のように記載されます。

ゆうちょ銀行（旧郵便局）、岐阜銀行以外の金融機関の場合

「イビケーブルテレビ」

ゆうちょ銀行（旧郵便局）、岐阜銀行の場合

「CATV利用料」

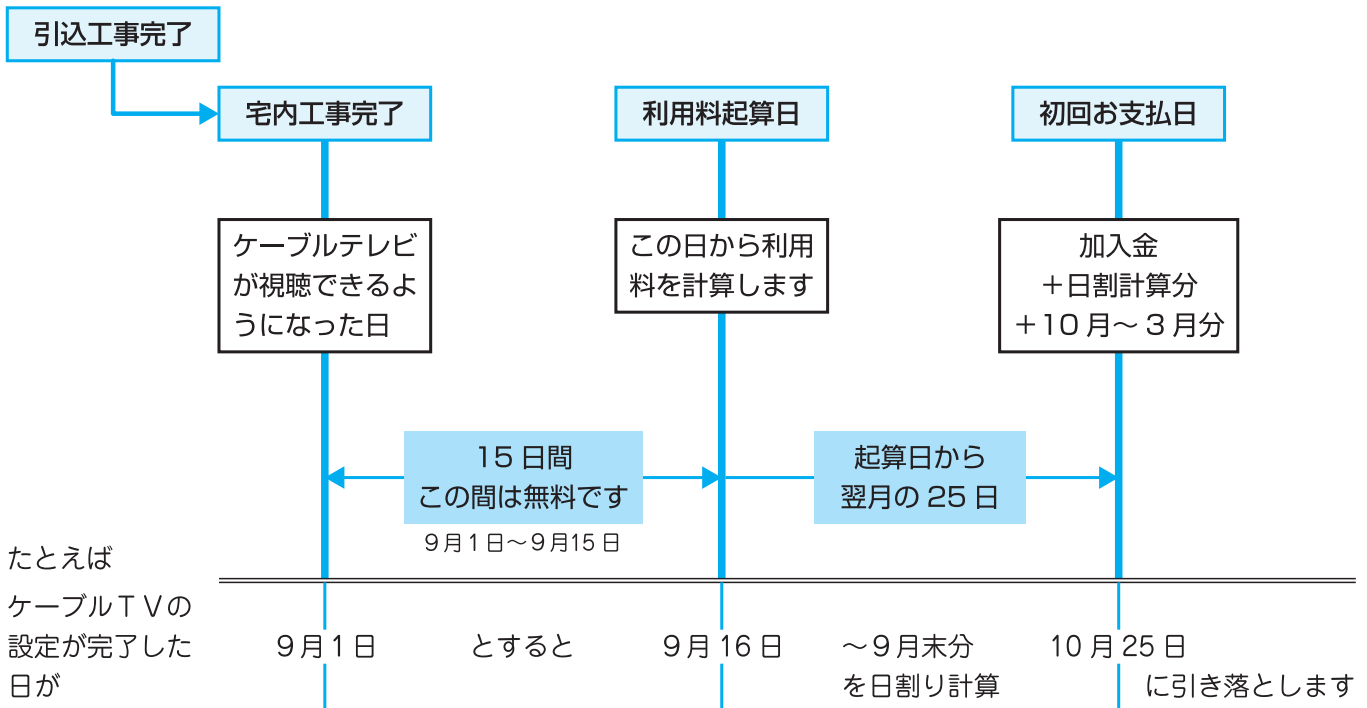
多チャンネル及びインターネット利

用料につきましては、大垣ケーブルテレビより別途、毎月引落しがあります。

【お問い合わせ先】揖斐川町放送通信センター（情報政策課）TEL 21・3171

料金のお支払いについて（基本チャンネル分）

例：ケーブルテレビが視聴できるようになった日（宅内工事完了日）が9月1日だとすると、初回の支払いは10月25日です。



◆NHK衛星カラー契約団体一括支払い申込みの方は、現在の契約更新の時に切り替わります。

◆取扱金融機関名 大垣共立銀行 十六銀行 岐阜銀行 西濃信用金庫 岐阜商工信用組合 いび川農協 ゆうちょ銀行(旧郵便局)

生活保護世帯のケーブルテレビ 加入金・施設利用料について

揖斐川町放送通信ネットワークのケーブルテレビに加入される方は加入金と施設利用料が減免されます。

但し、減免を受けるには申請により町長の承認を受ける必要があります。

■加入金の減免

52500円 ↓ 26250円

（平成19年3月31日までに加入済みの方は除きます。）

■施設利用料の減免

10500円/月 ↓ 5250円/月

よくある質問Q&A

Q. 今までの（アナログ）テレビでケーブルテレビを見られますか？

A. 2011年7月24日までは、今までどおりアナログ放送を見ることが出来ます。それ以降は完全に地上デジタル放送に変わるため、何らかの対応が必要となります。

Q. 今までの（アナログ）テレビで、地上デジタル放送は視聴できませんか？

A. 地上デジタルチューナー等の機器を接続することで、今までの（アナログ）テレビを利用して視聴することができます。

11月センター活動（時間：10：00～11：30）
（おやつ指導のみ11時開始）

月	相談日	火	水	交流日	木	金	教室
					1 ㊦ 親子体操 河村えり子先生	2 子育て教室 メリーぐみ 3 回目	
5	MILKの日 育児相談	6 ㊦ 音楽リズム 雨森・岡部先生	7 さくらんぼ 0 歳児交流	8 フリー	9 フリー	1 6 保健センター 1 歳児教室	
1 2	MILKの日 育児相談 ㊦リース作り	1 3 ㊦ 誕生会 お話ルーム	1 4 いちご 1 歳児交流	1 5 先生とあそぼ！	2 2 フリー	2 3 祝 勤労感謝の日	
1 9	MILKの日 育児相談 ㊦料理教室	2 0 ㊦ おやつ指導 お茶持参	2 1 りんご 2・3 歳児交流	2 2 フリー	2 9 フリー	3 0 子育て教室 メリーぐみ 4 回目	
2 6	MILKの日 育児相談 発育測定	2 7 ㊦ ベビーマッサージ 4 ヶ月～1 0 ヶ月	2 8 フリー	2 9 フリー			

【揖斐川子育て支援センター】
上南方 1 9 3 TEL 2 3・1 1 3 6
●利用対象 町内在住の未就園児親子
（祖父・祖母可）
●休館日 祝日、土、日曜日
●開所時間 9 時～1 6 時

子育て支援のお知らせ

●㊦印のある活動は要予約です。
●月曜日は、育児相談日（MILKの日）です。担当者が対応いたします。
●12月の行事の予約受付期間は、11月21日（水）13時から11月28日（水）16時まで
●予約受付場所：子育て支援センター事務所
12月18日（火）クリスマス会（定員こども70名）
申込受付：11月21日（水）13時～定員になり次第、
申込用紙：11月21日（水）より添付

『料理教室に挑戦！』（9月27日）

春日モリモリ村保健センターへ13組の親子が集まりました。
栄養士さんの指導で4品をつくりました。



1 日(木)	リズム遊び
6 日(火)	園庭開放日
13 日(火)	誕生会(揖斐川子育て支援センターにて)
15 日(木)	先生とあそぼ！(揖斐川子育て支援センターにて)
19 日(月)	料理教室(春日保健センターにて)
20 日(火)	園庭開放日
22 日(木)	室内遊び
27 日(火)	園庭開放日
29 日(木)	お話ルーム

揖斐川町の幼稚園、保育園の子育て支援！（かすが保育園以外）
＊園庭開放をしていますので遊びに行きましょう。
期日：第2水曜日…11月14日（水）
第4水曜日…11月28日（水）
時間：午前9時30分～11時30分

【かすが保育園地域子育て支援センター】
春日小宮神 1 0 7 1 TEL 5 7・2 3 1 9
毎週火曜日（園庭開放日）
毎週木曜日（コアラちゃんの日）
9 時30分～1 1 時30分
9 時30分～1 1 時30分

揖斐川町シルバー人材センターだより

登録会

シルバー人材センターでは、高齢者を対象に短期講習を実施します。
会員以外の方も対象としており、受講者を次のとおり募集します。
※講習内容 緑地管理（剪定など）
※受講対象者 健康で働く意欲のある60歳代前半層の方
※募集定員 20名（申込者多数の場合は抽選）
※申込み締切日 11月20日（火）必着
※講習の期間 12月4・5・6・7日の4日間を予定（詳細はセンターに問い合わせください。）
※講習参加費 受講料は無料
※講習会場 旧谷汲小学校を予定
※申込み先 揖斐川町シルバー人材センター事務局へ電話・FAX・郵送等で申込み下さい。
〒501-0603
揖斐川町上南方193番地
※問い合わせ先 揖斐川町シルバー人材センター TEL 23・0907
FAX 23・0913
岐阜県シルバー人材センター連合会
TEL 058・249・0228

入会説明会

第1回 11月5日（月）10時～
第2回 11月19日（月）10時～

◎11月の入会説明会・登録会を次のとおり実施します。お気軽にお越し下さい。



▲昨年の講習会の様子



▲剪定作業を学ぶ会員の皆さん

【お問い合わせ先】揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23・0907

国民健康保険のお知らせ

毎月、ご相談のありました主な内容についてQ&Aでお知らせします。

Q、保険証が届きましたが、有効期限はどうして、平成20年3月31日までなのでしょう。

A、今回の保険証の有効期限は、平成20年3月31日までです。

これは、来年度から実施される「後期高齢者医療制度」により、原則75歳以上の高齢者が、国保の被保険者から脱退されることや、退職者医療制度の年齢制限の引き下げ（現在75歳以下から65歳以下）により、大きく制度が変わるためです。尚、次の更新は、平成20年3月下旬に行い、平成21年9月末までの有効期限の予定です。

Q、病院に入院しましたので、保険証を分けませんか。

A、保険証は、一世帯で1枚が原則となっていますが、病院等に一時的に入院される場合、遠隔地の特例として、保険証を入院期間を限度に分けることができますので、役場住民課または、お近くの振興事務所でお手続きください。（必要なもの 被保険者証・認印）

Q、母が施設に入所する予定（住民異動をします）ですが、保険証は、どの町で加入するのですか。

A、介護保険の要介護認定などによって、特別養護老人ホーム等に入所し、

他の市町村に転出された場合、例外的に入所前に居住していた市町村が保険者となります。この制度を「住所地特例」といい、引き続き保険者は、「揖斐川町」となります。ただし、入所前に対象者が一世帯でなかった場合は、入所後に一世帯としてみなされ、国保税は別々に納めることになります。

Q、国保税は、どうして前年の所得で計算するのですか。

A、会社等の社会保険制度では、毎月の給料がはっきりわかっていますので、給与額に応じて社会保険料が差し引かれます。しかし、国民健康保険は、主に農業や自営業者等を対象にしており、毎月の収入額がわかりません。よって、住民税等の申告により、所得を把握していますので、前年の所得で課税する制度となっています。

Q、納税通知書が届きましたが、その後、再度、納税通知書が届きました。どうしてですか。

A、納税通知書が2通届くのは、次の場合です。

- ・本人の申告や町の調査によって、申告所得が変更になったとき。
 - ・年度の途中で、国保への加入または脱退があり、増額減額となったとき。
 - ・年度を遡って国保に加入されたとき。
- 以上の場合です。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場住民課
TEL 22・2111

岐阜県後期高齢者医療広域連合

からのお知らせ

平成20年4月から新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

この新しい医療制度の運営は、県内の全ての市町村が加入する「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が行い、お住まいの「市町村」で窓口業務を行います。現在、この新しい医療制度の開始に伴い、市町村と広域連合で協力して準備業務を行っています。

次のとおり対象となる全ての皆さんに、後期高齢者医療制度への移行確認をいたします。対象となる皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【障害認定者に対する制度の移行確認について】

■対象となる方 65歳以上75歳未満の障害認定による老人保健受給者証をお持ちの方

■目的 現在、65歳以上75歳未満の障害認定による老人保健受給者証をお持ちの方は、平成20年4月からは後期高齢者医療制度に加入します。現在ご加入の国民健康保険や社会保険などの医療保険を継続することもできるため確認いたします。

■確認のための文書の送付時期 11月中旬を予定

【お問い合わせ先】 岐阜県後期高齢者医療広域連合

TEL 058・387・6368

揖斐川町役場住民課

TEL 22・2111（内線162）

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書について

■国民年金保険料は、全額が社会保険料控除（非課税）の対象です。

■確定申告の際に1年間の納付額を申告するときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は社会保険庁から送付されます。

※11月上旬に送付した方

■対象者 平成19年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した方

※20年2月上旬に送付する方

■対象者 11月上旬に送付の対象とされなかった方で、平成19年10月2日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方

◎国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶

者も連帯して納付する義務があります。
ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください、
この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先をお願いします。

揖斐川町臨時職員の募集

次のとおり、臨時職員を募集します。

◎保健師

■勤務先 揖斐川保健センター

■募集人員 1名

■応募資格 50歳未満の保健師免許取得者

■選考 面接試験を実施

■採用 平成19年12月1日から

■雇用期間 平成20年3月31日まで

■給与 日々雇用職員の雇用条件による

■勤務時間

月曜日から金曜日(土曜日・日曜日、国民の休日、年末年始を除く)

8時30分～16時30分

■応募方法 履歴書(市販の用紙)に記入し、保健師免許の写しを添えて11月12日(月)までに役場政策広報課へ提出してください。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場政策広報課
TEL 22・2111

秋の城台山公園と町並みウォーキング開催!!

11月3日(土)に城台山公園、揖斐の町並みをお楽しみいただけるウォーキングが開催されますので皆さんご参加ください。

■日時 11月3日(土)

スタート 9時～11時

ゴール 15時まで

■場所 揖斐川町役場(スタート・ゴール)

■参加費 無料

■駐車場 揖斐川町役場駐車場をご利用ください(無料)

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場商工観光課
TEL 22・2111

第19回

谷汲もみじまつり開催!!

今年で第19回を数える谷汲もみじ祭りが次の通り開催されます。

当日は岐阜県重要無形民俗文化財に指定されている「谷汲踊」の披露等各種イベント、町内農産物・日間賀島・那智勝浦町の海産物等の販売も行われます。

■日時 11月11日(日) 9時～16時

■場所 町営谷汲門前駐車場(有料400円)

■駐車場 揖斐川町営門前駐車場有料400円(同日開催のいびがわマラソンと両会場をシャトルバス(無料)が運行されます。)

【お問い合わせ先】 揖斐川町観光プラザ
TEL 55・2020

秋の味覚祭りが開催されます!

秋の味覚祭りでは、各種物産販売やバザー、もちつき体験などが予定されています。

■日時 11月4日(日) 9時～14時

■場所 道の駅夜叉ヶ池の里さかうち

■内容 新鮮野菜、新米(コシヒカリ)などの物産販売やとろろご飯、とろろそば、ダチョウの串かつ、しし汁などのバザーがあります。

【お問い合わせ先】 道の駅夜叉ヶ池の里さかうち
TEL 53・2262

樽見鉄道及びコミュニティバスのダイヤが一部変更となります。

樽見鉄道の時刻が一部修正されることに伴い、コミュニティバス(谷汲口線)の時刻も一部変更となります。(平成19年11月1日改正)

樽見鉄道改正内容

谷汲口駅着	区分	現行		改正
	樽見行き	18:48	→	18:46
	大垣行き	—	→	18:07
		18:22	→	18:54
高科駅着	区分	現行		改正
	樽見行き	—	→	18:06
		18:55	→	18:53
	大垣行き	—	→	17:58
		18:15	→	18:45

コミュニティバス改正内容

区分	現行		改正
谷汲山発	18:10	→	18:35
谷汲口駅着	18:18	→	18:43

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場企画課
TEL 22・2111

美しいひだ・みの景観白選募集中

県内の良好な歴史・伝統的景観、自然的景観、都市景観等を募集しています。

■募集期間 平成18年3月1日(水)～平成20年2月29日(金)

■応募方法 応募用紙(募集チラシの裏面)に必要事項(住所、氏名、景観の名称、所在地等を記入し、カラー写真を1枚添えて郵送又はメール。)

■応募先 県庁都市政策課(〒50008570 岐阜市藪田南2-1-1)

又は最寄りの県土木事務所

■参考 百選に選ばれた方には、記念品を贈呈

【お問い合わせ先】岐阜県都市政策課

TEL 058・272・1111 (内線3756)

http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11654/keikan/chooses100/hyakusenbosyu.pdf

「権現の森林」づくり事業で植樹に参加してみませんか!

日本山岳会岐阜支部では、揖斐川上流域にある藤橋(南矢中谷) 県有林において、「自然の生態系に則した、持続的な森林(もり)づくり」を目指して、荒廃した森林の再生のために植樹を行うこと、森林のはたらしについて、環境教育を実施することを目的に、

住民と研究者が協働して『揖斐川流域住民による水源の「権現の森林」づくり』事業で、左記のとおり植樹を実施しますので、参加者を募集しています。

■日時 11月4日(日)、11月11日(日) (どちらか1日でもよい)

7時30分から16時まで

■集合場所 国道303号線 道の駅「星のふるさと藤橋」駐車場

■作業場所 藤橋県有林内(標高850メートル)

集合場所から揖北林道を経由して林道最奥車止めから徒歩1時間

■作業内容 予定地(0.3ヘクタール)に、各自でブナなどの苗を選び、植え付ける。

■参加資格 山の自然再生に関心をよせる方、山中で作業に従事できる方なら、男女、年齢は問いません。

■参加の申し込み、問い合わせ

日本山岳会岐阜支部「権現の森林」づくり委員長 藤井法道までお願いします。

TEL 0584・75・5145

携帯 090・5454・7069

労働審判制度について

平成18年4月から、労働関係に関する紛争を迅速かつ適性処理し、実効的な解決を図ることを目的とした労働審判制度が始まりました。

労働審判手続きは、ここの労働者と

事業主との間に生じた労働関係に関する紛争について、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2人で組織する労働審判委員会が、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ労働審判を行うという手続きです。

労働審判制度の開始後、相当数の事件において調停が成立するなど、労働関係に関する紛争が労働審判手続きの申立てを契機として解決しています。

労働審判手続きにおいては、当事者が早期に適切な主張・立証を行うことが重要であるため、制度の利用に当たっては、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。

【お問い合わせ先】岐阜地方裁判所

TEL 058・262・5121

募集・採用に係る年齢制限を設けることができなくなりました。

10月1日から雇用対策法の一部改正により募集・採用に係る年齢制限は原則禁止となりました。

事業主の皆様には、年齢制限が真に必要なかどうか再度ご検討いただき、労働者の適性、能力、経験、技能等の程度のみによる選考を励行いただくこと

もに、年齢にかかわらず均等な応募の機会を与えるようにしてください。

※原則、募集・採用にあたり年齢制限を設けることはできませんが、合理的な理由がある場合に限り例外的に年齢制限が認められます。

【例外的に年齢制限が認められる場合】

○定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

○長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○技能・ノウハウの継承の観点から特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合

○芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

○60歳以上の高齢労働者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る。)の対象となるものに限定して募集・採用する場合

【お問い合わせ先】岐阜労務局

TEL 058・263・5519

ホームページ

http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/ またはお近くのハローワークまで



9月19日(水)、五十川はぎ子さん(小津)のカラオケ教室よりチャリティークラオケイベントで集まった募金15万55円を車椅子購入のためにいただきました。ありがとうございました。



9月14日(金)、ライオンズクラブ国際協会三三四・B地区第一R第四Zより揖斐川図書館のライオンズ文庫へ寄付金50万円をいただきました。ありがとうございました。

揖斐川町役場へ

あたたかい善意



9月27日(木)、アーボ株式会社(谷汲名札)の代表取締役杉村和敬さんより教育の振興のために寄付金90万円をいただきました。ありがとうございました。

揖斐川尚和園へ
林 良夫さん 北方三区 梨

緊急地震速報が始まりました!

今年の10月1日から緊急地震速報がスタートしました。緊急地震速報とは、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域の名前を強い揺れが来る前に、テレビやラジオでお知らせするものです。ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがあります。

【お問い合わせ先】 気象庁地震火山部管理課
TEL 03・3212・8341

日本司法支援センター「法テラス」 「コールセンターについて」

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられるよう、全国に50カ所以上の事務所を置き、18年10月より以下の業務を開始しました。

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、といったときは、法テラスコールセンターまでお気軽にお電話ください。

○情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

○民事法律扶助 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え

○司法過疎対策 弁護士がいけないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供

○犯罪被害者支援 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

○国選弁護関連業務 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

・法テラスコールセンター(一般相談) 0570・07・8374

・法テラスコールセンター(犯罪被害者相談) 0570・07・9714

・法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

【お問い合わせ先】 日本司法支援センター岐阜地方事務所
TEL 050・3383・5471

落とし物の取り扱いが変わります!

平成19年12月10日から「改正遺失物法」が施行され、落とし物の取扱が次のとおり変わります。

○警察署で保管できる期間が3か月に短縮されます。

○インターネットで落とし物の情報を見ることが出来ます。

○個人情報が入った落とし物は、拾った人が所有権を取得できなくなります。

○2週間以内に落とし主が見つからなかった傘や衣類などは、売却などの処理をします。

○迷い犬・迷い猫は都道府県等が取り扱うこととなります。

詳しくは、警察庁のホームページをご覧ください。(http://www.npa.go.jp)

【お問い合わせ先】 揖斐警察署会計課
TEL 0585・23・0110

お詫びと訂正

広報いびがわ10月号で次の箇所に誤りがありました。ここに深くお詫びし次のお詫びと訂正いたします。

P25(出生)お誕生おめでとう

正 表山 齋藤 碧葉

誤 表山 齋藤 碧葉

いびがわ 特産品シリーズ ニラ (ユリ科) 【韭】

ニラは栽培されていますが、逸出し野生化したニラが畦、道路脇や石垣の間などによく見かけることが出来ます。ニラは東アジアの原産ですから日本には弥生時代、中国大陆から朝鮮半島を経て持ち込まれたもので、食材としての歴史は大変古いと言えます。夏から秋にかけて長さ50センチぐらいの花茎を出して、先端に白色の花を沢山散形花序につけます。白色花は6枚の花被からなっています。

ニラには特有の匂いがあり、鱗茎から伸びる扁平な葉は柔らかく長さが30cmほどの線形です。葉を採り味噌汁に浮かべたり、味噌和え、ニラ粥、ニラ雑炊などとして食べます。強壮、強精、下痢止めの効き目があります。戦後中国から引き揚げて来られた人達が盛んに餃子を食べたのです。その影響が急激にニラの需要が増加し、栽培面積も増加しました。ニラの種子を乾燥したものが生薬の韭子（キュウシ）で腰痛、小便の回数が多いときに30-40粒をよく砕いて水で服用します。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



藤橋の湯 いい湯便り

みんなで温泉に入ってスタンプを集めよう！！

いび川温泉では、お客様へのサービスの一環として「スタンプカード」を実施しています。

温泉棟入場者1名につき1回スタンプを押します。スタンプが20個貯まると、次回の入場が1名様に限り「無料」となります。

全ての入場券がポイントの対象となり、グループやご家族での利用も可能ですので、ぜひともご活用ください。なお、毎月26日は「風呂の日」として「ポイント2倍デー」となりますので、皆さんお誘い合わせのうえ「いび川温泉」をお楽しみください。

お名前		様	年齢	歳
ご住所				
電話番号				

〒501-0804 岐阜県瑞穂市川町東橋山207番地
TEL 0585-52-1126 FAX 0585-52-2622



藤橋の湯
スタンプカード

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

ご利用の案内
入場料金 大人500円、子ども300円、身体障害者150円
定休日 毎週木曜日（定休日の場合は翌日）年末年始12月31日・1月1日
営業時間 午前10時～午後9時（最終受付は午後8時30分）



11	12	13	14	15
16	17	18	19	20

○スタンプカードのご利用について
1. 入場券の裏面にスタンプを押してください。
2. 入場券1枚につきスタンプを1つ押印します。
3. 本券は本人のみ有効です。
4. 本券は現金との引換はできません。
5. スタンプ20個で1名様に限り、次回の入場が無料となります。

《スタンプカード》

☆『お得な回数券』販売しています☆

回数券は12枚綴りで大人5,000円、子ども3,000円とお得な料金となっています。

また、「贈り物」として回数券をご利用ください。「癒しの時間と空間」をプレゼントしてみたいはいかがでしょうか。

【いび川温泉藤橋の湯 11月の休館日】

11月 1日(木)・11月 8日(木)・11月15日(木)

11月22日(木)・11月29日(木)

皆様の日頃のご愛顧に感謝の意を込めまして優待券を提供させていただきます。
人数分を切り取ってご利用ください。

- 1 1枚につき2名様まで利用できます。
- 2 1名につき150円で入場ができます。
- 3 有効期限は平成20年3月31日までです。

【お問い合わせ先】

いび川温泉藤橋の湯 TEL52-1126



本券1枚で2名様まで
1名につき150円で入場できます
※コピー不可
有効期限:平成20年3月31日まで



本券1枚で2名様まで
1名につき150円で入場できます
※コピー不可
有効期限:平成20年3月31日まで



本券1枚で2名様まで
1名につき150円で入場できます
※コピー不可
有効期限:平成20年3月31日まで



本券1枚で2名様まで
1名につき150円で入場できます
※コピー不可
有効期限:平成20年3月31日まで



本券1枚で2名様まで
1名につき150円で入場できます
※コピー不可
有効期限:平成20年3月31日まで